

山梨県海外展開支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県海外展開支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が行う海外展開支援事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することにより、県内中小企業等の海外市場における取引拡大及び新たな市場開拓を促進することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 財団は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 財団は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1ヶ月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条による承認をした場合はその承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 財団は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理等)

第13条 財団は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係) 補助対象経費

経費区分	補助事業	内容
海外展開支援アドバイザー派遣事業	① 県内中小企業等からの貿易等海外展開に関する相談に対し、適切な相談先・支援機関等についての助言を行う事業 ② 海外展開支援アドバイザーが直接企業等に出向き、貿易等海外展開に関する相談及び情報提供を行う事業 ③ この事業をPRする事業	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料(アドバイザー派遣)、その他知事が認めるもの

別表2 (第7条関係)

軽微な変更
各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

様式第1号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏名

印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金交付申請書

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金)
- 2 補助事業の内容及び経費 別紙1のとおり
- 3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙1

山梨県海外展開支援事業費補助事業計画及び経費

○事業計画

事業期間	年 月 日～ 年 月 日
主な事業内容	

○経 費

経費区分	内容（費目）	交付申請金額	積算内訳
海外展開支援 アドバイザー 派遣事業			
合計		円	

(申請者)

所在地

氏 名 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金については、山梨県海外展開支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、申請書の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

交 付 決 定 額 金 円
条 件 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、その内容について報告すること。

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金に係る
補助事業の内容及び経費の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった平成 年度山梨県
海外展開支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）を次のとおり変更したいので、山
梨県海外展開支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏名

印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった平成 年度山梨県
海外展開支援事業費補助金に係る補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県海外
展開支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認を申請します。

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金に係る補助事業を完了したので、山梨県海外展開支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 概算払受領年月日 平成 年 月 日

3 概算払受領金額 金 円

4 添付書類

(1) 事業実績報告書 別紙2のとおり

(2) その他知事が必要と認める書類

別紙2

山梨県海外展開支援事業費補助事業実績及び経費

○事業実績

事業期間	年 月 日～ 年 月 日
経費区分	事業内容（具体的に）
海外展開支援 アドバイザー 派遣事業	

○経 費

経費区分	内容（費目）	決算額	決算内訳
海外展開支援 アドバイザー 派遣事業			
合計		円	

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金について、次のとおり概算払いを受けたいので、山梨県海外展開支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	概算払受領 済額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 請 求 額 ④	残 額 ③ - ④ = ⑤

3 概算払いの理由

4 支 払 方 法

振込先銀行名
口座名義

預金種別 (当座・普通)
口座番号

様式第7号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

平成 年度山梨県海外展開支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

山梨県海外展開支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（山梨県知事が確定通知により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |